

美しい村づくり総合整備事業（継続）

1.趣 旨

- (1) 農村を豊かで住みよい都市住民にも開かれた国民共通の財産とするためには、景観や自然環境にも配慮しつつ、継続的な営農と農業を核とした地域の活性化を図り、都市との交流などを推進するとともに、地域住民やNPOなどによる集落機能の活性化を図り、地域住民が生き生きと誇りを持って暮らせる美しい村づくりを行う必要がある。
- (2) このため、地方公共団体、地域住民、NPOなどの多様な主体の参画と役割分担の下、整備計画や活動内容などをとりまとめた「美しい村づくり推進計画」を策定するとともに、住民参加型施工などを積極的に活用した整備を行い、地域住民等による施設の維持管理活動の活発化を促進することなどを通じ、美しい村づくりの実現を図るものである。
- (3) また、農山漁村の地域資源を活用して広域的な美しい村づくりに取り組む場合には、林野庁、水産庁の事業を合わせ総合的に実施する。

2.事業内容等

(1) 事業内容

- 1) 農村振興総合整備統合補助事業の事業内容に、以下の手法を導入。
重点整備地区の設定などによる景観や自然環境との調和に配慮した景観整備等直営施工等を活用した住民参加型の整備
- 2) 地方の裁量により、構成事業を総合的に実施。
- 3) 施設管理予定の地方公共団体等への事業委任や合併予定の市町村内における施設の整備を行うことができる。

(2) 構成事業

農村振興総合整備統合補助事業
むらづくり総合整備事業
フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業
漁港環境整備統合補助事業

3.事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：市町村等
- (2) 採 択 要 件： 市町村等が策定する農村振興基本計画において、「美しい村づくり」についての自治体等の取組みの基本方針が明記されていること
地域住民等の多様な主体による美しい村づくりに向けた活動や他事業との連携が図れていること
美しい村づくりに向けた地域推進体制が整備又は予定されていること
- (3) 補 助 率：各構成事業の補助率による
- (4) 実 施 期 間：平成16年度～平成20年度（事業採択期間）

4.平成18年度概算決定額（平成17年度予算額）

850,000（510,000）千円

【担当課(室)：農村振興局地域整備課 総合整備事業推進室】